

新	旧
<p>1. 総合取引約款 第2章 注文の受託等 第19条 (注文の受付)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>3 当社は、お客様の取引注文の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、原則として当該取引注文の受託をいたしません。なお、取引注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>① 金商法、その他関係法令、日証協および金融商品取引所の諸規則等のいずれかに反するとき</p> <p>② この各約款等および当社の定めるその他の規定等のいずれかに反するとき</p> <p>③ 金融商品取引所等の値幅制限を超えたとき</p> <p>④ 金融商品取引所等の売買規制に抵触したとき</p> <p>⑤ 公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断するとき</p> <p>⑥ <u>電子メール、封書・葉書およびFAX等による注文等、受付時に対面あるいは口頭により、当社が必要に応じて適時にお客様の本人確認を行うことが困難なとき</u></p> <p>⑦ その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断するとき</p> <p>第20条 (取引の取消し・変更)</p> <p>お客様は、本サービスを利用した取引注文の取消しまたは変更については、当社が定める商品・時間内に限り、<u>前条に準じた方法</u>により行えるものとします。</p> <p>2. 保護預り約款 第7条 (保護預り証券の口座処理)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>3 <u>当社にお預けいただいている有価証券について</u>、お客様のご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替(出庫移管)の手続きを行う場合には、当社所定の手数料をいただく場合がございます。</p> <p>5. 振替決済口座管理約款 第23条 (会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、<u>株式交付</u>、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。</p>	<p>1. 総合取引約款 第2章 注文の受託等 第19条 (注文の受付)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>3 当社は、お客様の取引注文の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、原則として当該取引注文の受託をいたしません。なお、取引注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>① 金商法、その他関係法令、日証協および金融商品取引所の諸規則等のいずれかに反するとき</p> <p>② この各約款等および当社の定めるその他の規定等のいずれかに反するとき</p> <p>③ 金融商品取引所等の値幅制限を超えたとき</p> <p>④ 金融商品取引所等の売買規制に抵触したとき</p> <p>⑤ 公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断するとき</p> <p>⑥ その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断するとき</p> <p>第20条 (取引の取消し・変更)</p> <p>お客様は、本サービスを利用した取引注文の取消しまたは変更については、当社が定める商品・時間内に限り、<u>当社が定める方法</u>により行えるものとします。</p> <p>2. 保護預り約款 第7条 (保護預り証券の口座処理)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>3 <u>保振制度に係る有価証券について</u>、お客様のご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替(出庫移管)の手続きを行う場合には、当社所定の手数料をいただく場合がございます。</p> <p>5. 振替決済口座管理約款 第23条 (会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。</p>

以 上